

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)ウインドファーム津芸濃事業 環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成31年1月28日付けで株式会社グリーンパワーインベストメントより届出された「(仮称)ウインドファーム津芸能事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)(5))は以下のとおり。

1. 環境審査

(1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成 31 年 4 月 16 日

(2) 三重県知事意見 * 令和元年 6 月 26 日

(3) 環境審査顧問会風力部会(第 7 回)

* 令和元年 6 月 21 日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・経ヶ峰は考慮すべき景観資源として必要と考えられるので、本事業の影響を予測・評価すること。	・経ヶ峰については主たる景観資源となるものと認識しており、眺望対象となる場合、本事業による影響がどの程度及ぶのか、予測・評価を行うことを考えております。
・ネコギギ調査地点の追加について検討すること。ネコギギは中上流域に住み、近年生息域が減少している。また、確認された地点では、調査だけでなく保全にも取り組むこと。	・長野川本川での生息情報収集に努め、調査地点について再検討します。確認された場合には事業者の実施可能な範囲で、保全についても検討いたします。
・哺乳類調査地点について、対象事業実施区域内 2 地点、対象事業実施区域外 1 地点を調査地点としているが、区域内 2 地点が改変した後、区域外 1 地点だけと比較するではなく、例えば区域内がスギ林ならば区域外もスギ林にするなど、同類型で比較すること。調査結果の活用方法を考慮して調査を計画すること。	・調査地点については再度検討を行い、準備書にてお示しいたします。
・植林地が多いが尾根周辺には広葉樹林も存在するので、改変が想定される場合には影	・検討いたします。

影響の評価方法や、緑化手法などについて検討すること。	
・新しく管理用道路が設置されると、それが風の通り道となる。その場合、伐開による林縁部の植生の後退など、影響について注意すること。	・伐開による影響について検討いたします。
・先程も指摘があったが、山頂からの景観として、風車が目線の高さに来る可能性があるため、評価の方法についても十分検討すること。	・適切な評価に努めます。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、三重県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。